

日本赤十字北海道看護大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2015（平成27）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、看護学部看護学科の1学部1学科よりなる学校法人日本赤十字学園2番目の4年制看護大学として、1999（平成11）年に北海道北見市に設置された。また、2003（平成15）年には大学院看護学研究科（修士課程）を開設するに至っている。

赤十字活動の基本理念である「人道（Humanity）」を大学の理念として根底に置きながら、高度な看護を教授・研究し、豊かな人間性と優れた総合判断力を持って、広く国民の保健・医療・福祉の向上、ならびに国内外の救護救援活動に寄与できる人材を養成することを謳っている。貴大学の規模は全学生数400名余りであり、学内実習室をはじめとする諸施設・設備は完備され、教育・研究環境は整っている。看護師・保健師・助産師の国家試験合格率は全国平均を上回り、学生にも勉学への強い熱意や意欲が感じられる。

大学院教育においては、専門教育は3つの専門系に基づいて組織立てられており、学位授与の状況も良好である。しかし、後述のとおり専門的看護職者の養成を目指すなかで、専門看護師（CNS）コースについては、いまだ専門看護師教育課程としての認定へ向けた申請に至っていない。また、大学院の点検・評価活動についても、短期的のみならず中・長期的な視点から今後着実に実施していくことが求められる。

なお、貴大学の理念、目標については、外部に対して示されてはいるものの、一部明瞭でない。特に大学院の教育目標は、展開される教育の実態とは異なって、国際救護・災害救護に尽くすことができる看護専門職者の育成が第一に掲げられる等、大学案内パンフレット等において必ずしも明確でない。理念、目標を明確に示し、その精神のもとに看護職者として活躍する意志をもった卒業生を送りだすことを期待する。

二 自己点検・評価の体制

2001（平成13）年には「自己点検評価委員会」を組織し、活動方針や点検項目を審議・決定し、2004（平成16）年に点検・評価報告書を刊行し公表した。その後、1年

毎に年度の点検・評価を講座、委員会単位で作成する方針となっている。このほか、教育・研究水準の維持・向上のための組織として、2005（平成 17）年から 2 年間、学内に「魅力ある大学づくり検討委員会」が設けられ、教育・研究の活性化、特色化を目指した活動がなされた。

ただし、大学院の点検・評価については、完成して数年であるとはいえ、今次の評価にあたって提出された点検・評価報告書の内容では不十分な点が多い。点検・評価体制の整備とともに今後短期的、中・長期的な視点から点検・評価されることを望む。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

学部教育は、基礎科学、基礎看護学、成人・老年看護学、母子看護学、広域看護学の 5 大講座に基礎を置きながら運営されており、大学院においては、看護管理学系、実践看護学系、臨床薬理看護学系の 3 専門系に基づく教育がなされている。このうち実践看護学系については、修士論文コースのほか、2006（平成 18）年度から、成育、急性期、地域看護学の 3 領域について専門看護師（CNS）コースを併設しているが、3 領域とも専門看護師教育課程としての申請には至っていない。

今後は、国内外に存する赤十字のネットワーク機能を活性化し、教育研究組織の充実に努めていくことが望まれ、また、2007（平成 19）年 4 月に新しく学内に組織された看護開発センターについて、継続教育、研究開発、地域貢献を本格的に開始するためにはその組織上の位置づけをより明確にし、適切な人員配置を図っていくことが必要である。

2 教育内容・方法

（1）教育課程等

看護学部

赤十字活動の基本理念「人道」のもとに明示されている教育目的、教育目標に基づき、「赤十字・国際」の科目が順次 1、2、3 年次に配置され、地理的状況から語学においてロシア語が学習できるよう配慮されている。また、教育内容の基本には、看護の主要概念である「人間」「環境」「健康」「看護」および「赤十字」の 5 つをおき、基礎教育、専門基礎教育、専門教育を構成している。

専門科目については、基礎看護学、成人・老年看護学、母子看護学、広域看護学、赤十字・国際として 5 領域に区分し構成しており、1 年次から 4 年次への学習の順序もわかりやすく、よく組織立てられており、看護専門職者に求められる学問を体系的に教授するよう編成されている。

また、「カリキュラム委員会」を編成し、2004（平成 16）年度入学生から卒業要件

単位数を 135 単位から 127 単位に改め、かつ看護実践能力、自己決定権・プライバシー保護等の人間尊重のための倫理的対応能力を育成するための教育内容としているのは、改革の方向として望ましいものである。加えて、「倫理学」を開設するほか各専門科目で倫理を強調して教育を進めているので、看護の倫理的諸問題への学生の理解が深まり、教育目標の 1 つである「倫理的諸問題に対処し人々の権利を守る」という目標を達成できよう。さらに、助産師の需要がある北海道の地域的特性として、助産学の履修ができるようにカリキュラムが組まれていることは評価できる。

しかしながら、学士課程教育への円滑な移行に必要な導入教育は十分になされていない。また、学部の看護学実習を円滑にするためには、病院との連携体制を強化する必要がなお存在し、それによって、病院の看護レベルの向上、ひいては実習運営の改善につなげていくことができよう。

看護学研究科

看護学研究科の教育目標については、不明瞭な点が存するのを否めないものの、大学案内等をとおして「めざすもの」が示され、専門的看護職者の養成が謳われている。これに基づいて、2006（平成 18）年度には実践看護学系に専門看護師（CNS）コースが設置され、成育看護学、急性期看護学、地域看護学の領域において専門看護師の養成を目指しているが、同コースの専門看護師教育課程としての認定へ向けて申請するには至っていない。申請については、今後の具体的な計画が立てられているので、これからの取り組みに期待したい。専門看護師教育に対する社会の要請に応えるよう、貴大学としての努力が望まれる。

社会人受け入れに対する配慮としては、新しく長期履修制度を導入し履修期間を 3 年間とする措置を講じており、周辺地域の保健医療従事者である社会人学生に対するきめ細かい対応がなされていると言えるが、社会人学生の履修断念を少なくするためには、今後とも注意を払っていく必要があるだろう。

（2）教育方法等

看護学部

入学時には教務委員、学生委員等により、ガイダンスがなされ履修指導は徹底しており、2 年次末に進級判定が行われ、担任と科目担当教員が個別指導を徹底している。また、シラバスは一定の書式で作成され、教員間で記述の内容や量に精粗がない。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は活発になされており、そのテーマも「看護学の大学教育におけるカリキュラムの理解と教育能力の検討」「対人関係能力についての教育目標と方法の検討」「看護実践能力の育成」等、良く考えられており、グループワークによる事例検討等の作業がなされている。しかし、学生による授業評

価については、教員へのフィードバックはなされているものの学生への公表は実施しておらず、有効に授業改善に役立てる仕組みも十分に構築されているとは言いがたい。

なお、国家試験合格率は看護師、保健師、助産師とも、2005（平成17）年度の保健師を例外として例年全国平均を上回り、良好である。

看護学研究科

大学院を志願した段階で、専攻領域の教員の志願者に対する履修指導が開始され、また入学後の履修状況は教務小委員会を経て研究科委員会で報告され、個々にも必要に応じて履修指導がなされている。修士論文作成過程については、仮テーマ提出、研究計画発表会、論文審査、合否発表等、一連の予定を大学院学生に示し、加えて個別指導にもとづく教育・研究指導が実施されている。

大学院におけるFDについては、組織的にはなされておらず、今後着実に実施していく必要がある。また、学生による授業評価は、大学院においても導入されたが、まだ間もない。授業評価の結果を学生に公表し、授業改善に役立てられるよう図っていくことが今後の課題である。

なお、臨床やフィールドでの実習については、大学院教育に好意的であり協力が得られている。

（3）教育研究交流

看護学部

国際的に貢献できる人材養成をめざす点からは、国際交流委員会による「国際交流のつどい」、国際的視野を養うための授業科目である「赤十字論」「国際保健学」「国際関係学」「災害看護と国際看護支援」等の専門共通科目が開設されている。ただし、学生が体験的に関わる継続的な国際交流の実績はまだまだ十分なものとは言えない。この点については検討課題としているが、現状では、JICA（国際協力機構）研修生の受け入れ事業のほか、一部の学生による研修プログラムがあるのみであるため、北海道の医療教育機関との関係樹立を望むサハリン初等医療カレッジとの交流をはじめ、日本赤十字社の国内外のネットワークを生かした全学的で継続的な国際交流のあり方を、今後前向きに検討することを望みたい。

外国語教育については、英語とロシア語の教育がなされているが、開学した1999（平成11）年度から4年間行った外国人による語学教育を、今後も継続して実施する等、検討が必要である。

また国内では、単位互換に関わる学外協定校からの受け入れ実績はあるが、貴大学の学生による他大学での履修実績はない。

看護学研究科

看護学研究科の教育目標の1つとしては、「先進医療技術を国際救護・災害救護の現場で駆使できる実践指導者の育成」が掲げられている。共通科目「災害看護と国際看護支援」が選択科目として配置されているほか、学部と共通の「国際交流のつどい」が年3回、専門家を招聘して行われているものの、大学院における国際交流の実績は十分ではない。

(4) 学位授与・課程修了の認定

入学定員6名に対して、2004（平成16）年4名、2005（平成17）年5名と修了者を輩出しており、教育目標は達成されつつある。

大学院学生の研究については、研究計画の段階から終始検討がなされ、論文の審査後には学内閲覧期間を設け、その後に研究科委員会で合格・不合格の審議がなされている。個々の研究の専門性は確保されながら研究の社会的意義、看護への貢献について審査されている。

ただし、学位授与の基準については、大学院学生に対して明示されていないため、今後改善を図っていくことが望まれる。

3 学生の受け入れ

貴大学の特徴を生かした入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は明確に示されている。また、この受け入れ方針については、進学相談会、オープンキャンパス、出前講義、高校訪問を実施し、ホームページを活用すること等を通じて受験生に適宜説明し、説明責任を全うしている。

看護学部では、入学者受け入れ方針のもと、公正な入学試験がなされている。また、複数の選抜方式を取り入れ、安定的に入学者を確保している。定員管理は、毎年入学者が入学定員を1割程度上回り、収容定員に対する在籍学生数比率も1.10であるが適正な範囲内と判断できる。退学者数も1%前後であり、授業科目担当者と担任との連携により問題の早期発見と対処がなされている。

看護学研究科では、社会人が入学生のほとんどを占めており、専門的看護職者の育成を謳った教育目標と一致した入学者受け入れ方針を掲げている。また、領域によって受け入れ学生数に差があるものの毎年一定数の入学者を確保し、定員管理も適正になされている。

4 学生生活

学生が充実した生活を送るための配慮がおおむね整備されている。特に、日本赤十字社北海道支部奨学資金による経済的支援は、毎年全学生数の平均40%ほどが受けら

れ、日本学生支援機構等とあわせると毎年度多くの学生に対する支援となっている。しかしながら、日本赤十字社関連の奨学金は、看護の実態を知らない入学前もしくは入学直後の時期に学生が契約を結び、卒業後の就職先を決定する面も有している。関係する赤十字病院のほか、大学としても学生に対する説明に努め、途中からの進路変更にも応じる体制をとっているが、上級学年になり進路変更の葛藤を生じないように、また学生の将来性を考慮する必要から、学生に対する事前の説明は今後とも引き続き徹底していくべきである。

学生の心身面のサポートについては、常勤の学校医に加え2007（平成19）年10月よりカウンセラーが月2回学生の相談に応じる体制となっている。ハラスメント対策については、防止対策に関する要綱やガイドライン、規程の整備、およびポスター等による周知と啓蒙活動がなされている。また、就職指導についてのサポート体制も築かれており、医療機関による説明会等が開かれている。定期健康診断の受診率はほぼ100%であり、ツベルクリン反応・百日咳等の予防接種、禁煙教育等、積極的に健康の維持、増進に努めている。

5 研究環境

貴大学は大学院が設置された地域を代表する看護大学であり、教員と大学院学生の研究成果が大いに期待されている。個人研究費や共同研究費も適切に設けられており、研修機会の保障も一定程度なされている。科学研究費補助金への採択数は増えてきており、修士論文等の研究成果の原著論文への採択や学会発表も徐々に増えてきている。

しかし、提出された資料による限り、レフェリー付き原著論文の数や、国際学会での発表もいまだ多いとは言いがたい。また、共同研究費の制度があるものの、ここ数年は採用実績がない点等、研究活動を促進する方策を検討する必要がある。特に、若手教員の研究環境整備が必要である。

6 社会貢献

2003（平成15）年から2005（平成17）年にかけて公開講座「21世紀の健康づくり」を開催し、科目等履修生制度や研究生制度等を活用する等して市民に学習機会を提供する取り組みを行っている。そのほか、地域団体からの講演依頼への協力、地域町内会等への施設開放、地方公共団体の政策形成等のための委員会への参画（平成18年8月現在33件）等、活発な活動が見られる。

7 教員組織

専任教員数は、大学設置基準で定める必要な数を上回っており、また、専任教員の年齢構成のバランスもおおむねとれている。領域によっては一部で欠員が生じている

ものの、2007（平成 19）年度以降の具体的な採用計画が立てられており、改善される見通しが立っている。しかし、担当授業時間数について負担の大きい教員もおり、教員間にアンバランスが生じている点については、今後詳細な検討を加えていくことが必要である。また、学部における教育活動を行う上では実習にあたる補助人員を確保すべきであり、今後の検討を要する。

大学院においては、多くの教員が繁忙な状況にある中で研究指導の充実化を図るために、専門性が近い領域の教員による複数指導体制を採用している。しかしながら、研究指導を担当する教員は、その専門について 1 対 1 で責任をもってあたり、容易には代わり得るものではない。各教員が担当する内容を明確にする等、検討を加えるべき点はある。

8 事務組織

事務組織は、教務課、学生課、総務課、経理課、および図書館によって構成されている。事務職員の研修に関しては、今後日本私立大学協会北海道支部に加盟し道内私学との情報交換、また、同協会が実施している事務研修への参加の必要を認識しており、それによって「研修体制の充実強化」をめざしている。今後の成果に期待したい。

9 施設・設備

校地および校舎面積は大学設置基準を上回るもので、教育・研究を行う上での必要な施設・設備は整っており、施設の維持や、管理、運用についてもおおむね整備されている。また、厳寒地であることから必要となる暖房設備や降雪対策についても、配慮がなされており、施設のバリアフリー化に向けた取り組みもなされている。

10 図書・電子媒体等

図書館内の閲覧席は、400 名ほどの全学の収容定員に対して 210 席を用意しており、開館時間については、2006（平成 18）年 12 月より平日は 9 時から 20 時 40 分までとし、従来休館日であった土曜日も開館（9 時～17 時）するように改めて、利用できる時間を拡大している。また、日本赤十字学園による電子ジャーナルの共同購入を検討し、図書館の資料整備を順調に進めている。

図書館の地域開放による学外入館者は、2003（平成 15）年から 2005（平成 17）年の 3 年間で、年間 300 名から 400 名台である。2007（平成 19）年 10 月からは、地域の医療関係従事者に対し申請に基づいて図書館利用カードの交付を行い、図書の貸出にも対応している。

以上の取り組みから、整った環境の中で、学生、地域のニーズに対応しようとしていると判断できる。

1 1 管理運営

学長は学長選任規程、学部長は学部長選任規程により選任され、それぞれの権限は学園の決裁規程で明確に示されており、明文化された規程をもとに管理運営がなされている。教授会、研究科委員会、各種委員会の管理運営に関しては、教授会規程、研究科委員会規程等の規程が定められ、管理運営されており、役割分担と機能分担は明示されている。各種委員会も設置され、機能している。学校法人についても、日本赤十字学園の理事会および評議員会の役割、機能について明文化されている。

1 2 財務

1999（平成11）年に公私協力のもとに開学し、優れた看護専門識者を育成し、社会的要請に応え続け、看護の発展に貢献していくには、安定した財政基盤を備えた大学運営を行うとの見地に立ち、完成年度前からフロー（採算）とストック（財産維持）の両面を重視した中・長期財政計画に基づき、収支均衡を目標とした財政運営を行っている。

2005（平成17）年度には給与制度の改定を行い、人件費の抑制を行う等経費節減の努力を行っている。また、借入金等の外部負債は無く、翌年度繰越消費収支差額も収入超過であり、消費収支差額の累計額、減価償却額の累計額、退職給与引当金に見合う資産は特定資産等で留保されており、財務状況は総合的に判断して良好である。

2005（平成17）年度からは、これまでのような寄附金収入が計画的に見込めないもので、今後とも継続的な入学者の確保に努めるとともに、積極的な外部資金獲得に向けたさらなる工夫を期待したい。

なお、監事および公認会計士（または監査法人）による監査は適切に行われており、監事による監査報告書には、学校法人の財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。

1 3 情報公開・説明責任

2004（平成16）年には点検・評価報告書を発行し公表しており、また本評価に際して提出した点検・評価報告書についても、評価終了後に公表し、ホームページにも掲載する予定としている。

情報公開については実施要綱を策定し、実施している。これに基づいて大学関係者（教職員・学生・保護者・卒業生）からの情報公開請求へ対応しており、また、学部の一般入学試験成績の開示請求にも対応している。

財務情報の公開については、日本赤十字学園のパンフレット、および日本赤十字学園、日本赤十字北海道看護大学双方のホームページにおいてなされている。日本赤十

字学園のホームページでは、トップページから「事業概要・財務状況」にリンクがはられ、容易に資料閲覧ができるようになっている。

学園ホームページで公開されている資料は、財務状況の解説等を含み、閲覧者にわかりやすいものとなっている。また、貴大学のホームページでも、トップページから「財務情報公開」にリンクされ、大学単体としての決算の概要が公開されている。これらには情報公開や説明責任の履行を適切に果たそうとする姿勢が見られ、高く評価できる。

しかし、学園パンフレットにおいては資金収支計算書の概要が示されず、二表のみの掲載となっているので、刊行物にもホームページ同様の工夫が求められる。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 学士課程教育への円滑な移行に必要な導入教育については、十分には行われていない。今後のカリキュラム改革において、有効な導入教育の採用につき検討することが望まれる。
- 2) 看護学研究科には、2006（平成18）年度より専門看護師（CNS）コースが設置されているが、履修者がいないために専門看護師教育課程としての認定に向けた申請までに至っていない。新年度である2008（平成20）年度の大学案内パンフレットにも専門的看護職者の養成を強調して記述している点を考慮すると、早期に実現することが望ましい。

(2) 教育方法等

- 1) 学部における授業評価については、学生への公表は行われておらず、その結果を授業改善に役立てる仕組みが十分整っていないため、対応が必要である。
- 2) 大学院におけるFDについては、組織的な取り組みが行われていないので、早急に対応することが望まれる。

(3) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 学位授与の基準については学生にあらかじめ明示されておらず、改善が望まれる。

2 研究環境

- 1) 専任教員のレフェリー付き原著論文の数や国際学会での発表が少ない。特に、若手教員の研究活動を活発化させ、学位取得が可能となるような研究環境の整備が必要である。

3 教員組織

- 1) 担当授業時間数が 2006（平成 18 年）度で最高 33.8 時間となる教員がいる等、時間配分にアンバランスがあり、担当時間数の多い場合については改善が望まれる。
- 2) 実習等での助手の人員が少なく、看護系教員の負担が大きいことを考慮すると、適切な人員を確保する等の改善が望まれる。

4 事務組織

- 1) 事務職員の研修については、「研修体制の充実強化」を今後の予定としているので、着実な実施を期待したい。

5 情報公開・説明責任

- 1) 学園パンフレットにおいては資金収支計算書の概要が示されず、二表のみの掲載となっているので、刊行物にもホームページ同様の工夫が求められる。

以 上

「日本赤十字北海道看護大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2007（平成19）年1月17日付文書にて、2007（平成19）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（日本赤十字北海道看護大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は日本赤十字北海道看護大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、9月4日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月4日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「日本赤十字北海道看護大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2011（平成23）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

日本赤十字北海道看護大学資料1—日本赤十字北海道看護大学提出資料一覧

日本赤十字北海道看護大学資料2—日本赤十字北海道看護大学に対する大学評価のスケジュール

日本赤十字北海道看護大学大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	19年度 学生募集要項(看護学部) 19年度 学生募集要項(看護学研究科)
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2007大学案内パンフレット 英文大学紹介パンフレット 2007日本赤十字学園パンフレット
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	a.18年度学生便覧 b.18年度授業概要(看護学部) c.18年度履修要項(看護学研究科) d.18年度教育概要 e.看護学実習要項(共通事項) f.基礎看護学実習要項 g.16年度入学生看護学実習指導要領 h.16年度入学生領域別看護学実習要項 i.助産学実習要項 j.看護学実習報告書 k.看護研究演習抄録集
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	学部時間割表 大学院時間割表
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	大学学則
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	教授会規程、正教授会内規 研究科委員会規程、正研究科委員会内規
(7) 教員人事関係規程等	a.教員選考規程、 b.教員選考規程細則 c.教員選考基準規程 d.研究科教員選考基準規程 e.研究科教員資格審査内規 f.教員の昇任規程 g.特任教授規程 h.副学長選考等規程 i.学部長候補者選考規程 j.図書館長候補者選考規程 k.学務部長候補者選考規程、 l.学部長候補者等選挙実施細則 m.研究科長候補者選考規程
(8) 学長選出・罷免関係規程	大学学長選考規程
(9) 自己点検・評価関係規程等	自己点検・評価委員会規程
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	ハラスメント防止対策要綱 ハラスメントガイドライン

資料の種類	資料の名称
(11) 規程集 (12) 寄附行為 (13) 理事会名簿 (14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書 (15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット (16) 図書館利用ガイド等 (17) ハラスメント防止に関するパンフレット (18) 就職指導に関するパンフレット (19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット (20) 財務関係書類	ハラスメント防止対策委員会要綱 ハラスメント調査委員会要綱 ハラスメント相談窓口等に関する要綱 大学規則規程集 日本赤十字学園諸規程集 学校法人日本赤十字学園寄附行為 学校法人日本赤十字学園 理事・監事名簿 15年度自己点検・評価報告書 図書館利用案内 パンフレット 就職活動のてびき a.財務計算書類 b.監査報告書 c.財政公開状況を具体的に示す資料
追加提出資料	学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備について 表19教員組織(平成19年5月1日現在)

日本赤十字北海道看護大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2007年	1月17日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月10日	第1回大学評価委員会の開催（平成19年度大学評価のスケジュールの確認）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月5日	第440回理事会の開催（平成19年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月16日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月17日 ～23日	評価者研修セミナーの開催（平成19年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5月中旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	9月4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	9月6日	大学評価分科会第7群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月4日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終）の作成
	11月13日 ～14日	第3回大学財務評価分科会の開催
	11月25日 ～26日	大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月9日 ～10日	第2回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2008年	2月15日 ～16日	第3回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2月29日	第445回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
	3月11日	第99回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）